

**令和5年度市内企業若者雇用推進事業
委託契約予定事業者募集に係る質疑・回答**

No.	質 疑 事 項	回 答
1	<p>今回弊社は本事業のプロポーザル参加に伴いJVではなくコンソーシアムとして共同事業体の構成で考えております。従って新規に会社を設立することは考えておりませんが、それでも参加資格は得られるのでしょうか。</p>	<p>新たに会社を設立する必要はありませんが、本事業を共同連帯して営むことを目的とした共同企業体協定の締結が必要です。（様式9）</p>
2	<p>業務責任者と主任技術者の実績確認書において担当者は代表団体からの選出でなくても良いですか。また同一人物でも構いませんか。</p>	<p>主任技術者は代表団体からの選出に限りませんが、代表団体の責任割合を最大とするため、業務責任者は代表団体から選出してください。また、業務責任者と主任技術者の兼務は認めていません。</p>
3	<p>共同企業体ですが3社でも可能でしょうか。</p>	<p>3社で共同企業体協定を締結いただければ可能です。</p>
4	<p>様式9「枚方市内企業若者雇用推進事業共同企業体の業務分担と共通業務」について「出資割合」の項目がありますが、代表団体が契約窓口となるため、出資割合としては該当なしとなりますがその記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>共同企業体としての出資がない場合は、責任割合を記載してください。</p>
5	<p>募集要項 6（4）① 主任技術者とは、一般的に建設業法の規定により、外注総額4,000万円未満の元請業者、ならびに下請負に入る建設業者が、直接雇用する技術者の中から、現場に配置しなければならない技術者のことであり、職務は建設工事の適正な施工を確保する観点での、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理と認識しています。建設業法に関わらない本案件での役割、職務の定義を教えてくださいませんか？</p>	<p>本事業における主任技術者の役割は、本事業の統括管理を行う業務責任者を補佐し、本事業の処理について、所属社員を指揮監督するものとします。 なお、発注者との定例的な打合せには、原則業務責任者又は主任技術者に毎回出席いただきます。</p>

6	<p>仕様書 5 (1)</p> <p>過去の事業において市が集客、広報協力された実績はありますか？あった場合具体的にどのような実績かご教示いただけますか？</p>	<p>広報ひらかた・市ホームページへの掲載、市 SNS (LINE・Twitter・Facebook) を活用したイベント情報の発信、窓口・公共施設へのチラシ配架の実績があります。</p>
7	<p>仕様書 5 (1)</p> <p>事業受諾がされた場合に、事業受諾者に枚方市に本社がある中小企業リスト (社名、住所、電話番号の記載があるもの) など共有いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>枚方市に本社を有する中小企業リスト (社名、住所、電話番号の記載があるもの) は管理していませんので、共有することはできません。なお、本プロポーザルでは、「新たな企業開拓が見込める内容の提案がなされているか」が、審査内容の1つです。</p>
8	<p>仕様書 5 (1)</p> <p>事業受諾がされた場合に、事業受諾者に近隣大学、就労支援機関 (ハローワーク) などを紹介いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>これまでに本事業共催実績のあるハローワーク枚方の紹介は可能ですが、近隣大学やその他の就労支援機関との調整はすべて受注者にて行っていただきます。</p>
9	<p>仕様書 11 (1)</p> <p>報告・分析等に「受注者は本事業の効果測定のため、事業ごとに参加企業・参加者に対してアンケートを行うこと。」とありますが、アンケートの取得に際して、個人情報の取得は想定していますか？</p>	<p>アンケートでの個人情報取得は想定していません。</p>
10	<p>仕様書 11 (1)</p> <p>取得を想定されている場合は、プライバシーポリシーの提示が必要であると考えますが、これまでの事業でプライバシーポリシーの作成はされていますか？</p>	<p>アンケートでの個人情報取得は想定していませんが、本事業実施にあたり必要な範囲内 (予約受付等) で個人情報の収集を行う際は、枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を講じていただきます。令和4年度は、本事業に係る個人情報の取扱い及び利用目的について求職者の同意を得ると同時に、受注者によるプライバシーポリシーを提示しています。</p>

11	<p>仕様書 12 (3)</p> <p>成果品に「本事業にかかる成果品の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に所属するもの」とされていますが、著作権、証券などの権利について、受託者がすでに保有しているコンテンツなどに関して本事業で利用する場合は、権利の帰属は受託者にあると考えられますか？</p>	<p>受注者がすでに保有しているコンテンツ等を利用して本事業の成果品を作成する場合、成果品の著作権等は発注者に帰属するものとしませんが、当該コンテンツ等自体の権利の帰属は受注者にあるものと考えます。</p>
12	<p>仕様書 13</p> <p>業務の再委託において「本事業の核となる合同面接会の企画・実施すべてを再委託することは不可とする。」と記載がありますが、企画を受諾者が行った場合、運用のすべてを再委託しても問題ないと認識しておりますが相違ないでしょうか？</p>	<p>合同面接会についての再委託は不可とします。その他の事業については、専門性等から受注者において実施することが困難な場合や、受注者自ら実施するより高い効果が期待され、あらかじめ発注者の承認を得た場合には再委託することも可能です。なお、再委託による実施を予定している場合は、提案内容に明記してください。</p>
13	<p>募集要項 6 (5)</p> <p>(別紙) 業務計画書の提出形式はサイズが A3、片面印刷、での提出という認識で相違ないでしょうか？</p>	<p>サイズは A4 もしくは A3、印刷は片面印刷でご提出ください。</p>
14	<p>募集要項 6 (4) ②</p> <p>業務責任者、主任技術者は原則変更できないとあるが、事故・病気など止むを得ない場合の変更は可能という認識で問題ないでしょうか？</p>	<p>事故・病気などのやむを得ない事情がある場合、発注者と協議の上、業務責任者等変更届(所定様式)を提出し、発注者の承認を受けてください。</p>
15	<p>仕様書 5 (1)</p> <p>枚方市のホームページ、SNS での広報を行っていただく場合は、受託側での作業は発生しませんでしょうか？</p>	<p>受注者側の作業は原則発生しませんが、広報物(チラシ等)の画像データの提供等を依頼する場合があります。</p>
16	<p>募集要項 10 (2)</p> <p>提案審査提出書類の業務計画書については様式にある Word とは別に PowerPoint を使用することは可能でしょうか？可能な場合には Word と合算して A4 サイズ 30 ページ以内であれば問題ありませんでしょうか？</p>	<p>業務計画書については、様式 6 (別紙) 業務計画書と同様の項目構成となっている場合は、様式を変更し、PowerPoint を使用しても問題ありません。その場合も、様式 6 業務提案書 (Word) と様式 6 (別紙) 業務計画書 (様式変更可) を合算して、A4 サイズ換算後 30 ページ以内としてください。</p>